

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 刑 事 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 捜 一 発 第 9 7 号
令 和 6 年 7 月 8 日
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 一 課 長

死因究明等推進地方協議会の積極的な活用について（通達）

死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第30条においては、地方公共団体は、死因究明等に関する施策の検討等を行うため、死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）を設けるよう努めるものとされている。

地方協議会については、令和5年2月末までに全都道府県に設置されたものの、死因究明等推進計画（令和6年7月閣議決定）においては、都道府県ごとの地方協議会の活動実態には差異があり、地方協議会の活性化等が重要な課題と位置付けられている。

警察としても、その責務を適切に果たす観点から、地方協議会を積極的に活用していく必要があるところ、その基本的な考え方や活用要領は下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

なお、「死因究明等推進地方協議会への情報提供等について（通達）」（令和4年3月11日付け警察庁丁捜一発第28号）は廃止する。

記

- 1 基本的な考え方
- 地方協議会において地方の実情を踏まえた議論が促進されることで、平素から警察、知事部局、保健所、都道府県若しくは郡市区の医師会又は歯科医師会等の実務担当者の間で関係性の構築が図られたり、検視等への立ち会いを行う医師（以下「検視等立会医」という。）や身元確認を行う歯科医師（以下「身元確認歯科医」という。）に係る体制の確保、その育成及び資質の向上が図られたりすることは、警察の死体取扱業務を一層効果的かつ効率的に実施する観点から有意義である。
- 地方協議会は、一般的には、都道府県の衛生部局が事務局となって設置及び運営するものであるが、警察としても、前記観点から地方協議会を積極的に活用し、その活性化等のための協力を行っていく必要がある。
- 2 活用要領
- (1) 開催に向けた働きかけ
- 都道府県警察の実情に応じ、必要があると認められる場合には、地方協議会の事務局に対し、その開催に向けた働きかけを行うこと。
- (2) 必要な情報の提供
- 地方協議会への参加に際しては、定型的な情報提供に終始することなく、都道府県警察の実情や地方協議会の議論の状況に応じ、年齢別、性別等による死体取

扱状況、警察における検査、解剖等の状況、検視等立会医又は身元確認歯科医の確保状況等の議論に資する情報を積極的に提供すること。

なお、情報提供に当たっては、プライバシーや捜査への影響等に留意すること。

(3) 積極的な議論及び検討

地方協議会への参加に際しては、都道府県警察の実情に応じ、前記（2）により提供する情報を踏まえつつ、検視等立会医や身元確認歯科医の確保方策、死亡時画像診断を実施する医療機関との連携方策、大規模災害時における対応要領等の警察の死体取扱業務に係る課題について、関係機関と連携しつつ、積極的な議論及び検討を行うこと。